

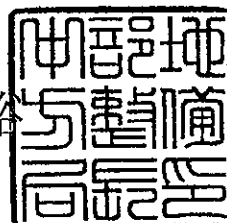
〒460-0002
愛知県名古屋市中区
丸の内3-8-5

国部整建産許第30号
令和 5年 5月16日

(株) カーク

代表取締役
水野 隆二 殿

中部地方整備局長 稲田 雅裕



特定 建設業の許可について (通知)

令和 5年 4月 11日付けで申請のあった特定建設業については、
建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、
通知する。

記

許 可 番 号	国土交通大臣 許可(特一 5) 第 25130 号
許可の有効期間	令和 5年 5月16日から 令和10年 5月15日まで
建設業の種類	
建築工事業	鋼構造物工事業
内装仕上工事業	

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和10年 4月 15日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)

〒460-0002
愛知県名古屋市中区
丸の内3-8-5

(株) カーク

代表取締役
水野 隆二 殿

国部整建産許第92号
令和 3年 6月29日

中部地方整備局長

堀田 治



特定 建設業の許可について (通知)

令和 3年 5月 24日付けで申請のあった特定建設業については、
建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、
通知する。
なお、下記の建設業の種類に該当するものに係る一般建設業の許可は、
建設業法第3条第6項の規定により、この許可をもってその効力を失った
ので、念のため申し添える。

記

許可番号	国土交通大臣 許可(特一 3) 第 25130 号
許可の有効期間	令和 3年 6月 29日から 令和 8年 6月 28日まで
建設業の種類	機械器具設置工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和 8年 5月 29日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)

〒460-0002
愛知県名古屋市中区
丸の内3-8-5

国部整建産許第232号
令和 4年11月10日

(株) カーク

代表取締役
水野 隆二 殿

中部地方整備局長 稲田 雅裕



特定 建設業の許可について (通知)

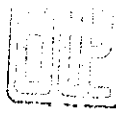
令和 4年 10月 17日付けで申請のあった特定建設業については、
建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、
通知する。

なお、下記の建設業の種類に該当するものに係る一般建設業の許可は、
建設業法第3条第6項の規定により、この許可をもってその効力を失った
ので、念のため申し添える。

記

許 可 番 号	国土交通大臣 許可(特一 4) 第 25130 号
許可の有効期間	令和 4年 11月 10日から 令和 9年 11月 9日まで
建設業の種類	管工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和 9年 10月 10日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)



建設業者として行う電気工事業の届出受理証

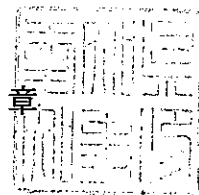
住 所 名古屋市中区丸の内三丁目8番5号

氏名又は名称 株式会社カーク

上記の者について、次のとおり電気工事業の業務の適正化に関する法律第34条第4項の届出を受理したことを証明します。

令和 6 年 4 月 22 日

愛知県知事 大 村 秀 章



1 届 出 年 月 日 令和 6 年 4 月 19 日

2 届 出 番 号 愛知県知事届出第 240019 号

3 電 気 工 事 の 種 類 一般用電気工作物等及び自家用電気工作物

〒460-0002
愛知県名古屋市中区
丸の内3-8-5

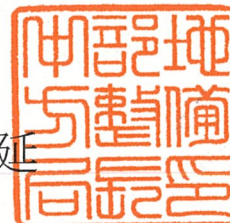
国部整建産許第74号
令和 6年 7月16日

(株) カーク

代表取締役
水野 隆二 殿

中部地方整備局長

佐藤 寿延



一般

建設業の許可について (通知)

令和 6年 5月 17日付けで申請のあった一般建設業については、

建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、
通知する。

記

許可番号	国土交通大臣 許可(般一 6) 第 25130 号
許可の有効期間	令和 6年 7月 16日から 令和 11年 7月 15日まで
建設業の種類	電気工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和 11年 6月 15日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)